

#### 4 掛金・運用の状況

##### ① 掛金の拠出状況

掛金月額、拠出上限（1号 68,000円 2号 15,000円）を反映して、1号の方が高くなっている。第1号においては、14,000円以下で59.3%と全体の6割を占めるが、上限近くの65,000円以上拠出する者も9.7%ある。第2号では、上限近く拠出する者が47.7%とほぼ半数になっている。これらの状況については、前年度とほぼ同様の状況である。

第1号加入者		第2号加入者	
掛金月額 (円)	(人)	掛金月額 (円)	(人)
5,000 ~ 9,000	3,568	5,000 ~ 9,000	3,285
10,000 ~ 14,000	4,352	10,000 ~ 13,000	4,488
15,000 ~ 19,000	592	14,000 ~ 15,000	7,098
20,000 ~ 24,000	1,432	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     平均掛金月額                      第1号 20,249円                      第2号 11,317円                      全体 15,543円                 </div>	
25,000 ~ 29,000	84		
30,000 ~ 34,000	975		
35,000 ~ 39,000	90		
40,000 ~ 44,000	149		
45,000 ~ 49,000	39		
50,000 ~ 54,000	622		
55,000 ~ 59,000	54		
60,000 ~ 64,000	98		
65,000 ~ 68,000	1,299		
計	13,354	計	14,871

##### ② 資産の運用状況

###### (ア) 個人別管理資産総額

平成15年度末における個人型確定拠出年金の個人別管理資産総額は、24,545百万円であった。

加入者	7,072百万円
運用指図者	17,473百万円
合計	24,545百万円

注) 事務委託先金融機関(信託銀行)に入金されて、加入者等の指図による商品の買い付け待ちのいわゆる待機資金は金額に含まれていない。

これらの資産額を、15年度末の現存加入者数等で除して1人当たりの資産額を求めると、加入者25.1万円、運用指図者302.1万円となる。

(イ) 運用の方法

加入者及び運用指図者が、資産を運用するために選択した商品及び運用額は下の表のとおりである。

加入者においては、資産額ベースで約3分の2が元本確保型商品に、約3分の1が元本確保型でない投資信託等の商品に振り向けられている。

一方、退職等により企業型加入者の資格を喪失した者等である運用指図者においては、元本確保型商品の比重が高くなっている。

【加入者】

	運用商品	人数	資産額
元本確保型商品	預貯金	13,753名	3,338百万円
	金融債	64名	5百万円
	生命保険(GIC)・簡易保険	213名	242百万円
	損害保険	7,749名	1,188百万円
	小計	21,779名	4,773百万円
その他	投資信託	20,828名	2,298百万円
	共済	27名	1百万円
	小計	20,855名	2,299百万円
合計		42,634名	7,072百万円

【運用指図者】

	運用商品	人数	資産額
元本確保型商品	預貯金	4,776名	12,995百万円
	金融債	0名	0百万円
	生命保険(GIC)・簡易保険	561名	897百万円
	損害保険	426名	214百万円
	小計	5,763名	14,106百万円
その他	投資信託	3,502名	3,366百万円
	共済	0名	0百万円
	小計	3,502名	3,366百万円
合計		9,265名	17,472百万円

注) いずれも、1人の加入者・運用指図者が複数の商品を選択しうるので、人数の合計は、加入者・運用指図者現存数と一致しない。また、金額には、待機資金は含まれない。

## 5 給付の状況

### ① 給付の種類別給付件数

給	付	受給者数	給付金額
老齢給付金	年 金	10人	4,090千円
	一 時 金	29人	193,308千円
障害給付金	年 金	0人	0千円
	一 時 金	6人	15,423千円
死亡一時金（個人型）		16人	16,246千円
死亡一時金（特 定）		6人	5,649千円

注)「死亡一時金（個人型）」は、個人型年金加入者または運用指図者に関する給付である。「死亡一時金（特定）」は、法83条の「その他の者」の死亡に関して支払われるものである。

### ② 脱退一時金

区 分	受給者数	給付金額
企業型年金の資格喪失によるもの	993件	103,587千円
個人型年金の資格喪失によるもの	89件	9,380千円

## 6 運営管理機関

### ① 運営管理機関数

連合会と契約している運営管理機関数は、15年度末現在で162社である。

これらの運営管理機関からの再委託を受けて個人型記録関連業務を行う機関は3社あり、すべての運営管理機関が3社のいずれかに記録関連業務を再委託している。

### ② 商品の提示

運営管理機関が、加入者及び運用指図者に対して提示している商品数は、のべ1,976商品となっている。

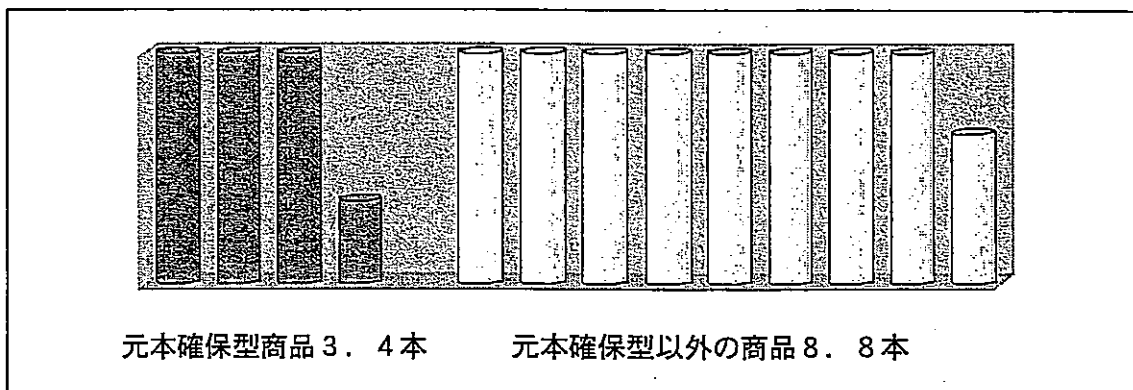
このうち、元本確保型商品が548商品、元本確保型以外の商品が、1,428商品となっている。

(注) 例えば定期預金の「1年物」「3年物」など、同様の商品で条件の違う商品は、別商品としてカウントしている。

元本確保型	548
預貯金	528
金融債	1
生命保険・簡易保険	11
損害保険	8
その他の商品	1,428
投資信託	1,427
共済	1

運営管理機関当たりの商品提示数は、元本確保型3.4商品、元本確保型以外の商品8.8商品であり、合計約12商品が提示されているのが平均的な姿である。(下図参照)。

また、最大数は36商品、最小数は4商品であった。



③ 加入の募集等

(ア) 業態別加入者・運用指図者数

加入者・運用指図者を運営管理機関業態別にみると下記のとおりであり、個人型年金においては、運営管理機関として地方銀行を指定する者が最も多く全体の半数近くを占める。次いで損害保険26.6%、信用金庫7.5%などとなっている。

業 態	機関数	加入者数	運用指図者数	計	シェア
都市銀行	3	476	1,392	1,868	5.5%
地方銀行	49	14,724	917	15,641	46.0%
信用金庫	80	2,444	117	2,561	7.5%
労働金庫	12	18	652	670	2.0%
信用組合	2	6	0	6	0.0%
証 券	5	545	761	1,306	3.8%
信託銀行	1	166	313	479	1.4%
生命保険	5	217	424	641	1.9%
損害保険	2	8,553	491	9,044	26.6%
専業会社等	3	1,076	716	1,792	5.3%
計	162	28,225	5,783	34,008	

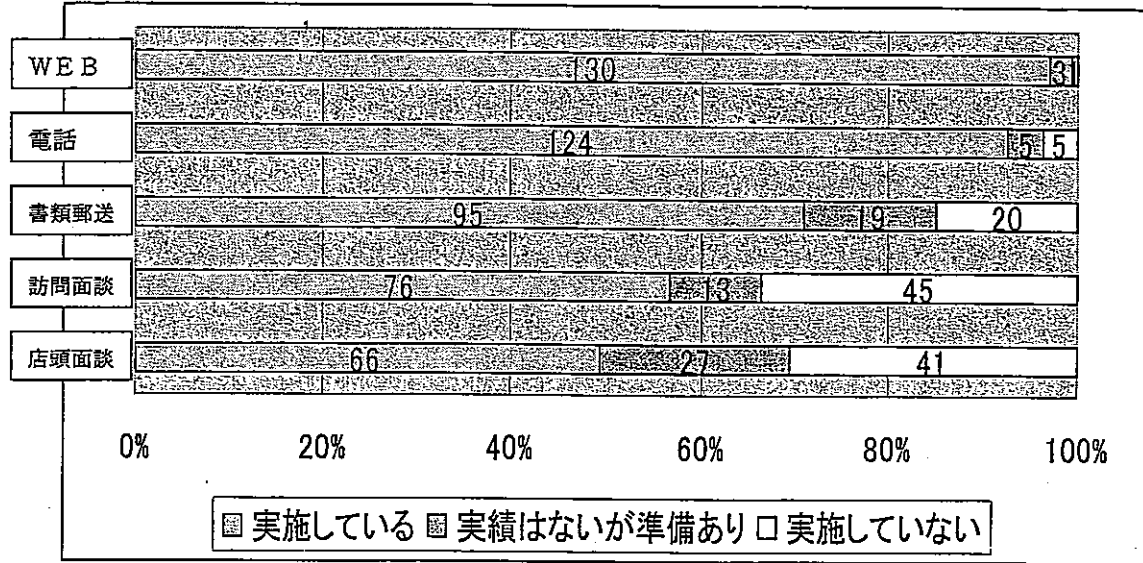
(イ) 加入者・運用指図者数別運営管理機関数

また、加入者・運用指図者数別にみると、以下のとおりである。

加入者等数	運営管理機関数
1,001人～	9
～ 1,000人	10
～ 500人	22
～ 100人	93
0人	28

④ 情報の提供

・・・3月末現在で加入者・運用指図者のいる運営管理機関（134社）の状況



⑤ 手数料

運営管理機関が加入者等から、記録の管理その他に要する費用に充てるために徴収する手数料（年額）の平均は以下のとおりである。

加入者	5,491円 (前年比▲48円)
運用指図者	5,348円 (前年比+15円)

加入時に、一時金を徴収する運営管理機関は16社あり、その額の平均は、1,903円である。

※ 国民年金基金連合会の徴収する手数料は、次のとおりである。

加入時・企業型からの移換時	2,000円
加入者	毎月100円

# 確定拠出型年金（個人型）の手数料

		国民年金基金連合会	運営管理機関	事務委託先金融機関	合計額
加入者 (*1)	ご加入時	2,000円 [非課税]	—	—	2,000円
	毎月	100円 [非課税]	393円	63円	556円
運用指図者 (*2)	移換時(*4)	2,000円 [非課税]	—	—	2,000円
	毎月	—	393円	63円	456円
その他 (*3)	給付時	—	—	420円	420円
	還付時(*5)	1,000円 [非課税]	—	420円	1,420円

金額:消費税込

- (\*1) “加入者”とは確定拠出年金(個人型)の加入要件を満たし、毎月の掛金拠出・積み立てられた資産の運用指図を行う方を言います。  
 (\*2) “運用指図者”とは確定拠出年金制度の対象ではあるが、新規の掛金拠出がなく、現在の残高に対して運用の指図だけを行う方を言います。  
 (\*3) 給付時、還付時は発生の都度上記手数料が課金されます。  
 (\*4) 企業型年金からみずほ個人型プランへ移換する場合にかかる手数料です。  
 (\*5) 還付:国民年金未納の月がある場合、または限度額を超えて拠出金を納付された場合などに当該拠出金に相当する額をお返しすることを指します。

## ■お支払い方法

- ・ご加入時にいただく手数料 : 初回掛金より控除されます。(移換後にご加入される場合は、移換金より控除されます。)
- ・毎月いただく手数料(加入者) : 月々の掛金より控除されます。
- ※ご加入者手数料は、毎月26日にお支払いになる掛金の中から引き落としいたします。(26日が銀行休業日の場合は翌営業日)
- ※何らかの事情により掛金の拠出がない場合、国民年金基金連合会の手数料は課金されませんが、運営管理機関および事務委託先金融機関の手数料は発生します。その場合、掛金の拠出がなかった月の手数料については、次回以降に拠出される掛金からその月の手数料とあわせて控除されます。
- ・毎月いただく手数料(運用指図者) : 個人別管理資産より年1回(毎年2月に)それまでの分がまとめて控除されます。
- ・移換・給付・還付時にいただく手数料 : 移換金・給付金・還付金より控除されます。

\*本手数料は2004年10月1日現在のものです。今後変更されることもあります。

資料出所:みずほ銀行 2004年10月1日現在

手数料の種類	手数料徴収者	月額:円	年額:円
①国民年金基金連合会 手数料	国民年金基金連合会	100	1,200
②運営管理機関 手数料(税込)	野村年金サポート&サービス、JIS&T (うち野村年金サポート&サービス)	420 (157)	5,040 (1,884)
③事務委託先金融機関 手数料(税込)	UFJ信託銀行/日本マスタートラスト信託銀行	63	756
合計(税込)		583	6,996

①については、毎月の掛金から差し引かれます。運用指図者などのように掛金がない場合は差し引かれませんが、個人型へ加入する時又は企業型から個人型へ資産が移換される時に、新規加入手数料として別途2,000円が差し引かれます。また国民年金基金連合会への手数料は、消費税はかかりません。

②③については、掛金がある場合は掛金から、掛金があっても給付や移換(個人型から企業型年金への資産移換)があった場合には給付金・移換金から差し引かれます。そのいずれもない場合、次のような方法によりご負担いただきます。

◎ 毎年2月16日(休日の場合は直後の営業日)を基準日として、その翌営業日に年金資産の一部を売却し、基準日における原則前年1月分~12月分の未徴収の手数料に充当します。

資料出所:野村証券 2004年11月現在

## 企業型年金の運用実態について

平成16年9月30日現在

### ○ 企業型年金規約数

(内訳)

- ① 規約単位の従業員数 (1, 068件)
- |           |      |       |
|-----------|------|-------|
| 99人以下     | 270件 | (25%) |
| 100人～299人 | 271件 | (25%) |
| 300人～999人 | 256件 | (24%) |
| 1,000人以上  | 271件 | (25%) |
- ② 実施法人単位の従業員数 (3, 134社)
- |           |        |       |
|-----------|--------|-------|
| 99人以下     | 1,811社 | (58%) |
| 100人～299人 | 603社   | (19%) |
| 300人～999人 | 405社   | (13%) |
| 1,000人以上  | 315社   | (10%) |

○ 企業型年金加入者数 約1,012千人 (平成16年8月末) (速報値)

### ○ 運用商品 (品目数)

	300人未満	300人以上	全体
平均	11	15	13
最多	42	45	45
最少	3	4	3

### ○ 運用商品の内訳 (平均品目数)

	300人未満	300人以上	全体
預貯金	1.4	2.1	1.8
信託	0.6	0.7	0.6
有価証券	8.2	9.9	9.0
生保・損保	1.2	2.0	1.6

※ 信託：金銭信託

※ 有価証券：金銭信託以外の証券投資信託等



○ 自社株数

	300人未満	300人以上	全体
企業数	0	3	3

○ 掛金（円／年額）（規約上の掛金）（特別事情の場合等を除く。）

	300人未満	300人以上	全体
平均	154,440	155,380	154,900
最高平均	226,870	254,750	240,630
最低平均	82,010	56,280	69,310
最高	432,000	432,000	432,000
最低	2,000	1,200	1,200

※ 平均値は加入者数を考慮しない単純平均で算出。

○ 掛金の上限額を限度額に設定している規約数

上限額(円)	300人未満	300人以上	全体
432,000	102	118	220
216,000	81	162	243
計	183	280	463

○ 他制度からの資産移換

	300人未満	300人以上	全体
厚年基金	0	22	22
確定給付	0	3	3
適格退職年金	232	180	412
退職金	43	96	139
厚年基金・適年	0	3	3
厚年基金・退職金	0	6	6
適年・退職金	60	72	132
厚年基金・適年・退職金	0	5	5
確定給付・適年・退職金	0	1	1
なし	206	139	345
計	541	527	1,068

○ 他の企業年金の有無

	300人未満	300人以上	全体
厚年基金	133	114	247
確定給付	10	77	87
適格退職年金	24	57	81
私学共済	0	1	1
厚年基金・確定給付	0	9	9
厚年基金・適年	10	23	33
確定給付・適年	1	2	3
なし	363	244	607
計	541	527	1,068

○ 加入形態

	300人未満	300人以上	全体
全員	83	13	96
一定資格	458	514	972
計	541	527	1,068